

会員優待制度加盟店申込書

店名		
業種		
会員特典 及び 条件		
住所	〒	
電話/Fax		
E-mail		
HPアドレス		
代表者		
担当者		

協賛加盟店規約

(加盟店の資格)

第1条 一般社団法人武蔵府中法人会（以下、甲と称する）／会員優待制度（以下、本制度）の協賛加盟店（以下、乙と称する）は所定の申し込み手続きによりその資格を取得することができる。

2、乙は甲の管轄内にて営業する者に限るものとし、管轄外の支店等については本制度の効力は及ばないこととする。

(信義誠実義務)

第2条 乙は本制度の趣旨に則り、信義誠実をもってその義務を履行しなければならない。

(優待内容)

第3条 武蔵府中法人会会員（以下、丙と称する）が乙を利用する都度、丙がその会員であることを示す書面等を乙に提出した場合には、乙はあらかじめ定められた優待サービスを丙に提供しなければならない。

2.乙は優待サービスの内容について所定の加盟店申込書にて明記することとし、甲は原則として甲のホームページを通じ丙に「優待サービス内容」について広報するものとする。

3.乙は優待サービスの内容を変更する場合にはその変更する日前6ヶ月前までに甲にその旨を届け出なければならない。この場合甲は遅滞なく変更後の内容を丙に広報するものとする。

ただし、甲のホームページから乙が変更を行う場合は、甲が承認した後、変更することができる。

(加盟店の脱退)

第4条 乙は加盟店を中止する場合は6ヶ月前に所定の脱退届を甲に提出しなければならない。

2.甲は乙が加盟店として規約等に反した場合、乙に確認の後本契約を解除することができる。

令和5年度から導入する会員優待制度の趣旨に賛同し、加盟致します

令和 年 月 日

店名（個人）又は法人名